

生總・都第800号

令和5年3月15日

令和5年12月31日まで保存

日本私立大学協会殿 会長 小原芳明

警視庁生活安全総務課長

長

部全長視安全課警活務活生總長

貴協会の加盟大学に対する情報提供及び注意喚起について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、貴協会におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、警視庁では、学生の皆様が犯罪に巻き込まれることなく安心して大学生活を送っていただけるように下記の取組みを行っておりますので、貴協会の加盟大学に在学する学生の方々が各種トラブルに巻き込まれないためにも、どうかお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

1 違法客引き・スカウトの防止

都内において、安全で安心できる盛り場環境を実現するための各種取組を行っているところ、環境を悪化させる大きな要因に違法な客引き・スカウト行為が挙げられますが、残念ながら取締りを受ける者の中には大学生もいる現状となっています。

取締りを受けた大学生の多くは、客引き行為等の違法性を認識しつつも、「友人や先輩がやっているから大丈夫だ。」などと安易に考え、アルバイト感覚でこれらの違法行為に及んでおり、未来ある若者が不良行為集団等に取り込まれる例もあります。

学生一人ひとりに当該違法行為の危険性を理解していただくことで、不幸な人生を送る若者を一人でも減らしていきたいと考えておりますので、

- 当庁作成ポスター「STOP！客引きスカウト」の大学内の掲示
 - 当庁作成の動画「え！？客引きしたら逮捕される！？」を入学ガイダンスの機会やオンライン講義を活用した注意喚起をお願いしたいと思います。

2 いわゆる「闇バイト」への対策

ただ今社会問題化しております、いわゆる「闇バイト」に関連する特殊詐欺加害防止に向けた取組として、本年1月に東京都から依頼文書とともにリーフレット「そのアルバイト関わってはダメです」が送付されております。

新入生や在学生へ配布していただき、未来ある若者が特殊詐欺等の違法行為の加害者や被害者にならないよう、ご協力をお願いします。



3 痴漢被害の撲滅に向けた取組

痴漢をはじめとする性犯罪は、被害者に深刻な被害を生ずる悪質な犯罪行為であり、決して許されることではありません。

社会全体で痴漢等撲滅の機運を向上させ、その未然防止を図ることが重要でありますので、警視庁では、電車内における痴漢の撲滅に向け、被害者が周囲に対して助けを求めるとともに周囲が傍観者になることなく、被害者を救助する社会的機運を醸成する取組みを推進しています。

そこで、

- あらかじめ警視庁防犯アプリ「Digi Police」を自身のスマートフォンへインストールしておく
- 痴漢被害に遭った際に、自ら声を上げられない場合は、「Digi Police」に搭載された痴漢撃退機能の音声を流すか、これが躊躇されるときは、「痴漢です 助けてください」という表示画面を周囲の人見せ助けを求める
- 助けを求められた者は、躊躇なく被害者に「大丈夫ですか」等と声を掛けるなど救助を行う
- 被害者から救助の意思表示がなかったとしても、痴漢被害に遭っているかもしれないと思った者は、被害者に声を掛けるか、これが躊躇されるときは「Digi Police」に搭載されている「ちかん されていませんか?」の表示画面を見せ、救助を行う

ことについて、学生の方々に周知していただければ幸いです。

長々ご説明させていただき甚だ恐縮ですが、これらの内容につきましては、要請いただければ、警察官を派遣しておりますので、

- 警察署に対する防犯講話の依頼などを、各加盟大学へ呼びかけていただければ幸いです。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではありますが、どうぞご協力をお願い申し上げます。

敬具